

佐々町の営繕工事における週休2日工事（発注者指定型）の実施要領

1. 実施目的

○本要領は、佐々町の営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

週休2日とは、次の①、②又は③の状態をいう。

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ③ 通期の週休2日とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成通知日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

- ① 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所（現場休息）されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所（現場休息）し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所（現場休息）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1

週間と定義し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休息）日を含め1週間に2日以上現場閉所（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

- ② 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ③ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

3. 実施方針

①適用時期

○令和8年4月1日以降に入札を執行する工事

②対象工事

○佐々町が発注する営繕工事に適用する。ただし、地域、施設の実情により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

4. 発注方式

○発注方式

・「発注者指定型」とする。

(注) 上記の設計金額は、5.週休2工事实施の推進のための措置(1)補正方法の②

月単位の週休2日促進工事(4週8休以上)で積算したものとする。

5. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

①完全週休2日（土日）促進工事（4週8休以上）	労務費	1. 0 2
	現場管理費	1. 0 1
②月単位の週休2日工事（4週8休以上）	労務費	1. 0 2

※市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費補正については国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和7年3月25日付け国営積第7号）を準用する。なお、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む）の場合は「表A-2 建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

(2) 積算及び変更方法

月単位の4週8休以上を前提に（1）②により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）の4週8休以上となる場合は、補正係数を（1）①に変更して増額変更する。月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

6. 対象工事である旨の明示

対象工事である旨等の明示は、次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合：特記仕様書、参考資料に明示
- (2) 指名競争入札の場合：特記仕様書、参考資料に明示

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事着手前

- ・受注者は、週休2日の取組の有無について、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督職員に協議するものとする。また、実施においては、「完全週休2日（土日）の週休2日」または「月単位の週休2日」のいずれかのパターンで実施するか明記するものとするが、「通期の週休2日」以上の水準となる現場閉所日数は確保するものとする。

- ・発注者は、「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、完全週休2日（土日）の週休2日又は月単位の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

②工事着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、月1回の工事月報に添付し監督職員に提出する。

③その他留意事項

- ・現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合はその都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日工事の見える化

受注者は、週休2日工事である旨を仮囲いに明示する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的な考え方にに基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

通期の週休2日工事(4週8休以上)以上を実施した場合は工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表により評価を行う。

(5) 元請下請の取引の適正化

週休2日工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。